

平成十八年外務省令第十七号

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律施行規則

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律（平成十八年法律第百三十三号）第十二条の規定に基づき、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律施行規則を次のように定める。

（特別一時金の支給の請求）

第一条 ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律（平成十八年法律第百三十三号）以下「法」という。第三条第一項の規定による特別一時金の支給の請求は、特別一時金請求書（様式第一号）を、次の各号に掲げる書類とともに、外務大臣に提出することによって行うものとする。

一 戸籍謄本、戸籍抄本その他の書類であつて特別一時金請求書に記載した事実を証明するもの

二 日本国籍を離脱した者については、その国籍国の発行する一に類する文書

三 法第三条第一項括弧書きにより遺族として請求を行う場合にあつては、請求者と法の施行前に死亡したドミニカ移住者との身分関係を証明する書類並びに当該請求者より先順位の方がいない旨の申立書（様式第二号）及びその旨を証明する書類

四 法第八条に規定する特別一時金の支給を受ける権利を有する者の相続人として請求を行う場合にあつては、その者が特別一時金の支給を受ける権利を有する者の相続人である旨を証明する書類

2 国内に居住地を有しない者は、前項の支給の請求を、その者の居住地を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）その他最寄りの領事官（領事官を経由した請求を行うことが著しく困難である地域として外務省告示で定める地域にあつては、当該告示で定める者とする。以下同じ。）（以下単に「領事官」という。）を経由して行うことができる。この場合において、当該請求に係る書類が領事官に提出された日をもって、当該請求が外務大臣に対して行われた日とみなす。

3 前二項の支給の請求については、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定す

る一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（前項においては、国内に居住地を有しない者の居住地における郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特信書便事業者による同条第二項に規定する信書便に類するもの）により特別一時金請求書を第一項各号に掲げる書類とともに外務大臣に提出し、請求を行うことができる。この場合において、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときにあつては、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

（請求者が出頭しない場合の特別一時金の支給の請求）

第二条 前条の支給の請求については、請求者は、その指定する者を通じて、これを行うことができる。この場合において、請求者は委任状（様式第三号）を当該請求に係る書類とともに提出し、その旨を申し出るものとする。ただし、請求者がその法定代理人を通じて当該請求に係る書類を提出する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、外務大臣（国外においては領事官）は、出頭した者が請求者の指定した者又は請求者の法定代理人であることを確認するために、出頭した者の身元を証明する書類の提示又は提出を求めることができる。この場合において、外務大臣又は領事官は、出頭した者が請求者の指定した者又は請求者の法定代理人である事実がないと疑うに足りる相当な理由があるときは、その事実を確認するに足る資料の提示又は提出を求めることができる。

3 第一項に規定する場合において、請求者に代わり出頭する者は、当該請求者による請求の内容を知り、かつ、外務大臣又は領事官の指示を当該請求者に確実に伝達する能力がある者に限る。

（特別一時金の支給順位の変更）

第三条 法第三条第一項括弧書き及び第五条第一項の規定に基づき特別一時金の支給を受けるべき順位にある遺族が法の施行日以後引き続き六月

以上生死不明であり、かつ、その生死不明である遺族に同順位者がいない場合における次順位者であつて、特別一時金の支給を請求するものは、第一条第一項に規定する特別一時金請求書（様式第一号）に加えて、特別一時金順位変更申請書（様式第四号）及び特別一時金を受けるべき順位にある遺族が法の施行日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き六月以上生死不明であることを認めることができる書類を外務大臣に提出することによって行うものとする。

（認定）

第四条 外務大臣は、前各条の規定による支給の請求があつた場合において、法第三条第二項に規定する権利の認定をしたときは、法第七条第一項の規定により、請求者に対する特別一時金支給額を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、外務大臣は、前各条の規定による支給の請求があつた場合において、請求者が法第七条第二項に規定する者に該当すると認めるときは、同条第一項に定める金額に八十万円を加算した額を特別一時金支給額とする。

（認定結果の通知）

第五条 外務大臣は、前条の規定により法第三条第二項に規定する権利の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「特別一時金受給権者」という。）に、前条の規定により決定された特別一時金支給額を記載した特別一時金証書（様式第五号）を交付する。

第六条 外務大臣は、第一条から第三条までの規定による支給の請求があつた場合において、法第三条第二項に規定する権利を認定しなかつたときは、請求者に、文書でその旨を通知するものとする。

第七条 外務大臣は、第四条の規定により法第三条第二項に規定する権利の認定をしたときは、特別一時金証書に記載された特別一時金支給額を、特別一時金受給権者が口座振込指定書（様式第六号）により指定する金融機関の口座に一括して送金する。

2 前項の規定にかかわらず、外務大臣は、国内に居住地を有しない特別一時金受給権者については、当該特別一時金受給権者が支給方法指定書（様式第七号）により指定する方法により、特別一時金を支給するものとする。この場合に

において、外務大臣は、領事官を経由して特別一時金を支給することができるとし、外貨に換算する必要があるときは、支給日の前月二十五日（その日に外国為替市場が開かれていないときは、支給日の前月二十五日直近の外国為替市場が開かれる日）の本邦の外国為替市場の相場により特別一時金支給額に相当することとなる米貨を基準として、当該外貨に換算するものとする。

（口頭による請求等）

第八条 外務大臣は、第一条第一項に規定する特別一時金請求書を作成することができない特別事情があると認めるときは、請求者の口頭による陳述を関係職員に聴取させた上で、必要な措置をとることによって、同項に規定する特別一時金請求書の受理に代えることができる。

2 前項の陳述を聴取した関係職員は、陳述事項に基づいて特別一時金請求書の様式に従つて聴取書を作成し、これを請求者に読み聞かせた上で、請求者とともに記名するものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二十八日外務省令第一五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

様式第1号

申請

年月日

外務大臣宛

ドミニカ移住者に対する特別一時金請求書

《ふりがな》 請求者の氏名	姓、名、名、姓	性別
《ふりがな》 現住所	(電話番号)	
《ふりがな》 ドミニカ移住者の氏名	ドミニカ移住者との関係	
ドミニカ共和国への移住年月日及び移住地の名称	昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日 ( 満期 ) 昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日 (ドミニカ共和国)	
現職又は前職のうち、ドミニカ共和国を出国した年月及び移住地の名称	昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日 (ドミニカ共和国) 昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日 ( 他 )	

<裏面に続く>

申請

印行事項	<input type="checkbox"/> 1. 請求者が請求者本人であることを示す書類 ・戸籍簿、又は 戸籍抄本 ・上記に関する書類 <input type="checkbox"/> 2. 請求者とドミニカ移住者との関係を示す書類 ・戸籍簿、又は 戸籍抄本 ・上記に関する書類
------	---

様式第1号又は様式第2号にて、請求する特別一時金の額が定められたこと又は請求受付済みのことで、特別一時金を受領したものといたします。また、お振込みの準備が完了しや申請書の提出の際に、本欄の指定する銀行は、請求者の住所を以て変更されません。

以上につき、記載の誤りがないことを保証します。

年月日

請求

記入の注意

- 「請求」及び「印行」にサインが必須となる場合があります。シロップにて記入してください。
- ドミニカ移住者はドミニカ共和国に対する特別一時金の請求に関する書類を2枚で提出する必要がある場合があります。

② 以下については、請求書(申請書)の添付書類に提出しなさい。記入は必須ではありません。

交付年月日	年 月 日
交付番号	
提出部署名	外務省領事官事務課
姓 名	大塚 大塚 / 領事官

様式第2号

申請

申立書

年月日

外務大臣宛

《ふりがな》  
請求者の氏名

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律第3条第1項括弧前に基づき、遺族として、特別一時金を請求します。  
 請求者は、同法第4条第4項に定める「戸籍」とあり、ドミニカ移住者の遺族であり、先順位である遺族は存在しないことをここに申し立てます。

ドミニカ移住者の氏名	
ドミニカ移住者との関係	

(以下、先順位者が存在しないことある場合)

先順位者の氏名 はあつて記入する 有難から場合は、無効→	
ドミニカ移住者との関係 はあつて記入する 有難から場合は、無効→	
先順位者喪失年月日 はあつて記入する 有難から場合は、無効→	

申請

先順位者の氏名	
ドミニカ移住者と先順位者との関係	
先順位者喪失年月日 及び喪失事由	
先順位者の氏名	
ドミニカ移住者と先順位者との関係	
先順位者喪失年月日 及び喪失事由	
先順位者の氏名	
ドミニカ移住者と先順位者との関係	
先順位者喪失年月日 及び喪失事由	

様式第3号

委任状

印 度 紙

外務大臣殿

委任者  
印 度

(印)  
氏 名

私は、下記の受任者に、下記ニカ移民者に対する特別一時金の請求に必要な書類の提出に関する一切の権限を委任します。

印

受任者  
印 度

(印)  
氏 名

様式第4号

(印)

職位変更申立書

印 度 紙

外務大臣殿

(印)  
職 務 者 の 氏 名

下記ニカ移民者に対する特別一時金の支給等に関する法律第5条第2項に基づき、常任職員1級既任者に指定する職階として、下記のとおり、特別一時金の支給を受ける職位の変更を申請します。

下記ニカ移民者の氏名	
下記ニカ移民者との職階	
先職位者の氏名 (候補者との職階)	
下記ニカ移民者との関係 (候補者との職階)	
先職位者(職位)の氏名 (候補者との職階)	
先職位者(職位)の氏名 (候補者との職階)	

(印)

先職位者の氏名	
下記ニカ移民者との関係	
先職位者(職位)の氏名 (候補者との職階)	

先職位者の氏名	
下記ニカ移民者との関係	
先職位者(職位)の氏名 (候補者との職階)	

先職位者の氏名	
下記ニカ移民者との関係	
先職位者(職位)の氏名 (候補者との職階)	

様式第5号

(印)

印 度 紙			
特別一時金証書			
支給権者氏名		年 月 日	男・女
居住地			
下記ニカ移民者に対する特別一時金の支給に関する法律 第7条第1項 第1号イ 1号ロ 2号の請求年月日	年 月 日		
下記ニカ移民者に対する特別一時金の支給に関する法律 第7条第2項の請求年月日	年 月 日		
給付金額	円	支給予定日	年 月
印 度	円	支給方法	
上記のとおり、下記ニカ移民者に対する特別一時金の支給に関する法律によって、特別一時金を支給します。			
年 月 日			
外務大臣			



【欄外（記入上の注意）】  
【備考】

記入上の注意

- 1 希望する支払方法の左側の□に✓をつけてください。
- 2 振替用紙・振替簿で記入してください。

なお、欄外に居住する人であっても未開内の再建で口座への送金を希望する方は、この様式ではなく、様式第4号によって送金先を指定してください。